

早稲田商学第 408 号
2006 年 6 月

書 評

広瀬義州（編著）『特許権価値評価モデル（PatVM） 活用ハンドブック』 （東洋経済新報社，2005年）

藤 田 晶 子

国家戦略上および企業戦略上、価値源泉としての知的財産の重要性はますます高まりつつある。なぜならば、現在、企業が直面している競争は、同一製品・サービスをめぐる伝統的な価格競争というよりも、他社とは差別化した革新的な製品・サービスをめぐる、よりダイナミックな競争にその比重が移りつつあるからである⁽¹⁾。しかし、わが国において、独創性かつ革新性のきわめて高い知的財産を効率的に生み出し、同時に、当該知的財産が有する価値を最大限に活用できるような環境が整備されているかといえば、主要先進国と比較して必ずしも十分とはいえないであろう。

米国においては、すでに80年代には、特許訴訟を専属的に扱う連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の設立や「ヤング・レポート」の公表など、知的財産を重視する姿勢が国家戦略として強く打ち出され、この姿勢が情報化時代の到来や知識経済化の進展といった社会経済情勢の変化に呼応した形で、米国産業の国際競争力を回復強化させ、長期にわたる経済成長の実現に貢献したとされている⁽²⁾。わが国においても、2002年に知的財産戦略本部より「知的財産戦略大綱」が公表され、「知的財産立国」の実現に向けて大きな一歩が踏みだされたが、米国に遅れること20年、もはや一刻の猶予も許されない状況下にある。

しかし、このたび、この20年分の遅れを払拭するかのごとく、「知財評価研究会」より独自の特許権の価値評価モデル「PatVM」が公表された。

質の高い知的財産が創造・活用されるためには、それを会計的・ファイナンス的手法により価値評価することが大前提となる。なぜならば、「知的財産を活用し、その対価

を徴収するための適切な評価システムが確立されなければ、知的財産は活用どころか絵に画いた餅にすぎず、ひいてはイノベティブな知的財産を創造するためのインセンティブが薄れることになり、何ら国富にもつながらない」⁽³⁾からである。しかし、残念ながら、わが国はもとより米国においても、知的財産に係る客観的かつ検証可能な価値評価モデルが確立されていないのが現状であり、そのことがとりわけ知的財産の活用局面において大きな妨げとなっている。このことからだけでも、「PatVM」構築の意義が十分に理解できるであろう。

広瀬義州（編著）『特許権価値評価モデル（PatVM）活用ハンドブック』は、「知財評価研究会」の主要メンバーが自ら構築した「PatVM」をどのようなフェーズで活用できるかについて詳述したものである。執筆者はいずれも会計またはファイナンスの著名人であるとともに、「知財評価研究会」の主要メンバーであることから分かるように、知的財産に精通したエキスパートである。

本書は12章から構成され、第1章および第2章において特許権価値評価の意義とその活用の概略が述べられたうえで、第3章から第11章において「PatVM」をどのようなフェーズで活用できるかが解説され、第12章において企業評価と知的財産評価との関連性が議論されている。ここで、本書の目的である「PatVM」の活用について、第3章から第11章に詳述されているそれぞれのフェーズでの「PatVM」の活用方法を簡単に紹介しておこう。

第3章においては、自社実施の特許権を保有している場合に、当該特許権からもたらされるキャッシュ・フローを「PatVM」にもとづいてどのように算定するのか、算定したキャッシュ・フローをどのように活用するのが取り上げられている。前者の特許権が生みだすキャッシュ・フローの算定に係る部分、すなわち「PatVM」の概略ともいえる部分についていえば、特許権が生みだすキャッシュ・フローの算定にさいしては、過去の特許製品の売上実績値やそれに対する特許権の起因度、法的リスクや陳腐化など将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす定性要因を勘案する必要性が述べられている。後者の算定したキャッシュ・フローの活用方法についていえば、自社保有特許権の投資効率の判断や特許戦略ポートフォリオの構築に有効に活用できることが紹介されている。

第4章においては、他社実施の特許権を保有している場合に、当該特許権からもたらされるキャッシュ・フローを「PatVM」にもとづいてどのように算定するのか、算定し

たキャッシュ・フローをどのように活用するのかが取り上げられている。前者の特許権が生みだすキャッシュ・フローの算定に係る部分についていえば、キャッシュ・フローの算定にさいして、複数の主体が同時利用しているかどうか、ライセンス先の企業がどのような能力・戦略を有しているかなどがポイントになるとされる。後者の算定したキャッシュ・フローの活用方法についていえば、ライセンス料の見直しや新たなライセンス先の開拓・交渉、特許権活用戦略の再構築に役立つとされる。

第5章においては、特許権が侵害された場合に、その訴訟額を「PatVM」にもとづいてどのように算定すべきかが解説されている。わが国において、昭和34年の特許法成立以降、特許権侵害による訴訟はかなりの件数に達するが、最終的に判決のなかで提示された損害額には納得しがたいものも多い。本章はいくつかの判例を批判的に紹介したうえで、「PatVM」が有する客観性および検証可能性を強調し、特許権侵害における訴訟額の決定に貢献できることを指摘している。

第6章においては、企業の研究開発担当者がなんらかの発明をした場合に、その職務発明の対価をどのように算定すべきかが検討されている。中村修二教授（カリフォルニア大学サンタバーバラ校）による青色発光ダイオード（LED）の発明対価が一審では604億円と決定されたのに対し、その後の東京高裁では6億円と判断され、その算定の難しさが話題になったことは記憶に新しいだろう。本章はいくつかの判例を紹介したうえで、これまでの章と同様に、「PatVM」の有効性を強調している。

第7章においては、特許権を証券化するにさいして、特許権を公正に価値評価することが大前提となり、「PatVM」がその公正な価値評価を達成する有力なモデルとなると主張される。ここで、特許権の証券化とは、特許権を保有する企業が自社の他の一般資産から当該特許権を区分し、その資産が生みだすキャッシュ・フローを裏づけとして有価証券を発行し、当該有価証券を投資者に売却して資金を調達する⁽⁴⁾ことをいう。特許権の証券化において、有価証券の発行価額やロイヤルティを決定するさいには、証券化の対象となる特許権の公正な価値評価が重要となり、ここでも「PatVM」の力が発揮できるという。

第8章においては、第7章よりも幅広く知的財産を裏づけとした資金調達方法が紹介され、それぞれの資金調達方法のなかで第7章と同様の観点から「PatVM」が利用可能であると結論づけられている。

第9章においては、M&Aにおけるデューデリジェンスのプロセスとその重要性が紹介されたうえで、そのなかで知的財産の価値評価がいかに重要であり、また「PatVM」がいかに有効なツールとなりうるかが述べられている。

第10章においては、移転価格税制とそこでの特許権の価値評価をめぐる諸問題が取り上げられている。移転価格税制とは、親子会社や兄弟会社のような関連企業間で、正常対価によらない取引がおこなわれた場合に、税務当局は正常対価により取引がおこなわれたものとして、法人税の額を計算できるとする制度であり、特許権をめぐる移転価格課税の動向が注目されているところである。しかし、特許権をめぐる移転価格課税をするとしても、税務当局はなんらかの根拠にもとづいて親子会社間の特許権の使用料を算定しなければならず、やはりここでも客観的な価値評価モデルが必要とされることが説明されている。

第11章においては、企業のディスクロージャー・IR活動のなかで知的財産に係る情報開示が重要性を増しており、ここでもまた「PatVM」の有効性が論じられている。

このように、本書は、知的財産のなかでも特許権に焦点をあて、その価値評価の意義、および独自の特許権価値評価モデル「PatVM」がどのようなフェーズで活用されるかを解説したものであるが、残念ながら、肝心の特許権価値評価モデル「PatVM」については、その優れた特徴と有効性は強調されつつも、モデルの具体的内容についてはS&Pなどとの Non-Disclosure Agreement の締結を理由に明らかにされていない。いわば、読者にとっては隔靴搔痒の感がある。「PatVM」のデビューが待ち遠しい。

注(1) 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」経済産業省、2003年、2頁。

(2) 前掲書、3頁参照。

(3) 広瀬義州（編著）『特許権価値評価モデル（PatVM）活用ハンドブック』序文

(4) 前掲書、107頁。